○前橋市竹木粉砕機利用費補助金の流れ

前橋市（農村整備課）

補助対象者

貸出事業者（レンタル会社）

操作指導者のいる事業者

里山・平地林

① 機器レンタルの申込

② ・レンタルの受付
・レンタル料金の見積書
・レンタル会社が認めた操作指導者のいる事業者の紹介

③ 操作指導の申込

④ ・操作指導の受付
・操作指導者の人件費の見積書

⑤ **補助金交付申請書の手続き**

[提出書類]
・交付申請書兼誓約書（様式第1号の1）
・事業収支決算書（様式第1号の2）
・見積書の写し
（対象経費の内訳が確認できるもの）
・実施場所の位置図
・実施場所の写真（カラー）
・市税に滞納がないことを確認できる書類
完納証明（未納税額のない証明）
※発行日から3か月以内のもの

⑥ **補助金交付決定通知**
（作業開始可）

⑦ ・操作指導者の人件費の請求と支払（領収書）
・操作指導者の派遣

⑧ ・レンタル料金の請求と支払（領収書）
・機器のレンタル

⑨ 粉砕作業開始～完了

⑩ レンタル機器の返却

⑪ **補助金実績報告書の提出**

[提出書類]
・実績報告書（様式第5号の1）
・事業収支決算書（様式5号の2）
・補助対象経費の契約額を証明する書類の写し（請求書等）
・補助対象経費の支払いを証明する書類の写し（領収書等）
・実施後の状況が確認できる写真
（カラー・実施前と同じ場所から撮影）

⑫ **補助金額確定通知**

⑬ **・補助金交付請求書の提出**
・補助金の支払

[提出書類]
・補助金交付請求書（様式第7号）
（※申請者名義の口座に振り込みます）